

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和8年1月27日

豊田市長 太田 稔



1 委託する業務

(1) 業務名 豊田市小中学校アジア各国・地域に関する異文化理解学習業務委託

(2) 業務の概要

令和8年度に開催されるアジア・アジアパラ競技大会を契機として、豊田市内の小中学校においてアジア各国・地域に関する異文化理解学習を実施し、文化・言語体験や交流を通じて児童生徒が世界とのつながりを実感できる機会を提供する。

(3) 履行期限 令和9年3月25日(木)

(4) 提案限度額 10,300,000円(消費税込み)

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

(1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者であること。

ただし、競争入札参加資格を有していない者であっても、豊田市競争入札参加資格の申請に必要な以下の書類を提出することで、参加資格要件を満たすこととする。

登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	法務局で発行。
納税証明書(国税) (未納の税額がないことの証明)	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)
納税証明書(愛知県税)※ (未納の税額がないことの証明)	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書(豊田市税)※	証明の種類は「完納証明」

※ 豊田市内(愛知県内)に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」を提出。

(2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

(3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。

(5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

(6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）発注の以下のいずれかの業務で元請として1件当たりの税込金額200万円以上の履行実績を有する者であること。

- ・国際理解に関する教育
- ・国際理解に関する研修業務

※国際理解に関する教育又は国際理解に関する研修業務とは、文部科学省が示す国際教育の理念に基づき、国際理解教育、異文化理解教育、多文化共生教育、国際交流教育、グローバル人材育成の関連分野を含むものをいう。

3 業務説明資料等の交付

(1) 交付期間 令和8年1月27日（火）から同年2月10日（火）まで（月曜日を除く。）

(2) 交付場所 ジェンダー平等推進センター（豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階）又は豊田市ホームページ

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

(1) 提出期限 令和8年2月10日（火）午後5時

(2) 提出場所 豊田市多様性社会共創課（ジェンダー平等推進センター内）（豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階）

(3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）

(4) 添付資料

ア 参加資格要件（1）の表の書類（競争入札参加資格を有していない者のみ）

イ 参加資格要件（7）が確認できる書類（契約書等の写し）

5 参加資格確認結果の通知

(1) 通知期限 令和8年2月11日（水）

(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和8年2月10日（火）午後5時まで

(2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）

(3) 回 答 2月13日（金）までに豊田市ホームページ（又は参加者に）メールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面6枚以内（見積書及び積算内訳書を除く。）に下記内容を記載すること（提出部数は正本1部、副本6部）。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること。）。

(1) 業務経歴

令和2年4月以降に実施した国際理解に関する教育または研修業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間及び業務の概要等）

(2) 業務担当体制

業務担当責任者、主任担当者等の資格、経歴、国際理解に関する教育または研修業務の実績及び現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

別紙「仕様書」を元に提案し、提案内容には以下の項目に関する事項を記載すること。

ア 事業の実施体制

イ 「アジア各国・地域に関する異文化理解学習」の具体的方策

（テーマ/プログラム概要/プログラムの最終目的 等）

ウ 本市の資源（ヒト・コト・モノ）や地域を題材とした学習機会の創出

エ アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機とした学習により、児童生徒が大会や参加国に親しみを感じられる学習体験の提供

オ その他（上記以外で貴社が提案したい事項）

カ 異文化理解学習に関する過去受託事業の実績紹介

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 提案書等の提出期限等

（1）提出期限 令和8年2月20日（金） 午後5時まで

（2）提出場所 豊田市多様性社会共創課（ジェンダー平等推進センター内）（豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階）

（3）提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）

（4）その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参又は郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

（1）開催日時 令和8月2月25日（水）

午後2時～4時30分のうち指定する25分間（時間は後日連絡する。）

（2）開催場所 ジェンダー平等推進センター 21会議室

（豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階）

（3）備考

- 提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分、質疑応答15分）のヒアリングを行う。
- 出席者は、業務担当責任者等を含め3名以内とする。なお、提案者の希望によりオンラインミーティングを活用可能であるが、1名以上はヒアリング会場に出席することとし、提案者の負担により参加できる環境を整えること。
- プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため、自己紹介は行わないこと。

- ・説明は提出資料のみとし、模型、パネル等の、追加資料等の持込みは認めない。
- ・全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
- ・参加者が多い場合は、ヒアリングの日程、時間等を変更する場合がある。

10 評価基準

(1) 下記項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等 (70点)【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績 (15点)
- (イ) 業務担当者等の能力 (40点)
- (ウ) 本業務の業務体制 (15点)

イ 業務実施計画等 (56点)【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針 (16点)
- (イ) 提案内容の妥当性・有効性 (8点)
- (ウ) 本業務についての提案・意見 (20点)

- ① 「アジア各国・地域に関する異文化理解学習」の具体的方策 (12点)
- ② 本市の資源（ヒト・コト・モノ）や地域を題材とした学習機会の創出 (4点)
- ③ アジア・アジアパラ競技大会の開催を契機とした学習により、児童生徒が大会や参加国に親しみを感じられる学習体験の提供 (4点)

- (エ) その他提案事項 (4点)
- (オ) 工程計画の妥当性 (4点)
- (カ) 取組意欲 (4点)

ウ 価格 (50点)【事務局評価】

※評価点 (400点) = ア (業務経歴 (70点)) + イ (業務実施計画 (56点) × 5人) + ウ (価格 (50点))

※詳細は、別紙「評価基準」のとおり

(2) 価格評価について

価格点は、総合点400点満点のうち50点を満点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下は四捨五入により算出する。

$$\text{価格点} = 50 \text{満点 (価格点数)} \times (\text{最低見積金額} \div \text{見積提示金額})$$

(3) 最高得点の者が複数であった場合は、「本業務についての提案・意見」において高得点であった者を最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者が一者の場合でも、最低基準点 (200点) に達しない者及び各採点項目の得点において1項目でも0点となった者は契約の最優秀提案者として選定しない。ただし、実施要領8 評価基準 (1) ア (ウ) の項目は除く。

(5) 選考は以下の5名の委員により行う。

委員長 地域活躍部 副部長

濱田 孝光

委員 学識経験者

鈴木 崇夫 (愛知淑徳大学教授)

学識経験者 野川 真一郎（名古屋外国語大学 特任教授）
教育委員会 学校教育課副課長 清水 昭子
地域活躍部 多様性社会共創課長 小澤 真里

1.1 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和8年2月26日（木）
選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。
- (2) 契約（予定）日 令和8年4月9日（木）
プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼予定である。最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1.2 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
- ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
- ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問合せ先（提出先）】

〒471-0034

豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階 豊田市 多様性社会共創課
電話 0565-34-6963（直通） FAX 0565-31-3270
メール kokusai@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>　イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>　ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>　ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>　ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。